令和８年度　医療機能分化・連携基盤整備事業　募集要項

地域医療構想実現に向けて、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを確保していくためには、医療機能の分化・連携が必要です。

そのため、既存の急性期病床等から、地域包括ケア病棟入院料の施設基準、又は地域包括医療病棟入院料の施設基準を満たす病床に転換する際の改築又は改修にかかる費用および病床を削減し他分野へ転換する際に必要な費用を補助します。

また、病床の削減に伴い不要となる建物や医療機器の処分に係る損失、および病床削減を伴う機能転換や事業縮小により、早期退職制度の活用により退職する職員の上積みされた退職金の割増相当を補填するための費用を補助します。

１．事業の概要

（１）補助対象

① 病病（病診）連携・在宅連携施設設備整備事業

既存の急性期病床等から、診療報酬における地域包括ケア病棟入院料施設基準、又は地域包括医療病棟入院料施設基準を満たす病床に転換するための改築（※１）又は改修（※２）を行う事業

② 病床機能転換促進事業

ア　一般病床又は療養病床の削減（※３）を行い、奈良県地域医療構想における在宅医療、介護、健康、福祉の施策を推進する新たな取り組みを行うための改築（※１）若しくは改修（※２）又は除却を行う事業

イ　一般病床又は療養病床の削減（※４）に伴い不要となる建物（病棟、病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額）の補填

ウ　一般病床又は療養病床の削減（※３）に伴う機能転換や事業縮小により退職する職員の早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額の補填

※１　建築基準法第 6 条第 1 項に基づく確認通知書が必要なものをいう。

※２　建築確認書の必要がないものをいう。

※３　１事業につき直近の病床機能報告において、最大使用病床として報告している病床を 10 床以上削減する場合に限る。

※４　１事業につき直近の病床機能報告において、許可病床として報告している病床を 10 床以上削減する場合に限る。

（２）補助対象事業者

① 病病（病診）連携・在宅連携施設設備整備事業：県内病院の開設者

② 病床機能転換促進事業：県内病院の開設者又は有床診療所の開設者

２．対象経費等

（１）対象経費

① 病病（病診）連携・在宅連携施設設備整備事業

地域包括ケア病棟入院料施設基準、又は地域包括医療病棟入院料施設基準を満たすための施設（病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等）の整備（改築・改修）に要する一般病床又は療養病床の工事費、工事請負費、設計監理費（施設整備費）若しくは備品購入費（設備整備費）（施設の整備を伴うものに限る）

※　設備整備（備品購入）のみの事業は対象外。

② 病床機能転換促進事業

ア　病床削減を伴う病床機能転換のための既存施設および新たな施設（病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等）の整備（改築・改修・除

却）に要する工事費、工事請負費、設計監理費（施設整備費）若しくは備品購入費（設備整備費）（施設の整備を伴うものに限る）

※　設備整備（備品購入）のみの事業は対象外。

イ　病床削減に伴い不要となる建物（病棟、病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損、固定資産廃棄損（解体費用、処分費用を含む（上欄に該当する費用を除く））、固定資産売却損）

注１　奈良県地域医療構想公示日（平成２８年３月２８日）までに取得（契約）した建物および医療機器に限り対象とする。

注２　医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失のみを対象とする（「有姿除却」は対象としない）

注３　建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失を対象とするが、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失についても対象とする。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失についても、対象とする。

注４　「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く）は、関係事業者でも対象とする。

※関係事業者とは、医療法第５１条第１項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第 32 条の６第１項第１号）で定める特殊の関係がある者をいう。

注５　固定資産の処分前に、処分の計画（様式自由）を奈良県に提出すること。

ウ　病床削減を伴う機能転換や事業縮小により退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る。）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

（２）基準額（上限額）

① 病病（病診）連携・在宅連携施設設備整備事業

●（改築）１床当たり 12,100 千円×転換の対象となる病床数

●（改修）１床当たり 1,400 千円×転換の対象となる病床数

② 病床機能転換促進事業

ア ●（改築・除却）１床当たり 12,100 千円×削減病床数

●（改修）１床当たり 1,400 千円×削減病床数

イ　100,000 千円

ウ　早期退職制度を活用する職員１人当たり 6,000 千円

（３）補助率

①病病（病診）連携・在宅連携施設設備整備事業

２分の１

②病床機能転換促進事業

ア　　２分の１

イウ　定額

３．補助事業の対象期間

①病病（病診）連携・在宅連携施設設備整備事業

②病床機能転換促進事業のうちア

原則として、工事等に着手した日から、補助事業が完了した日

※補助事業は、原則として令和１０年３月３１日までに完了する必要があります。

※補助対象事業が複数年度にわたり継続する場合は、当該年度までの出来高に応じて交付するものとします。
※補助金交付決定前に事業着手する場合は、交付決定前着手届（第６号様式）を提出する必要があります。

②病床機能転換促進事業のうちイ
固定資産の処分にかかる特別損失を計上した決算の確定日

②病床機能転換促進事業のうちウ
早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額が支払われた日

４．申請手続き

申請に当たっては、「医療機能分化・連携基盤整備事業補助金交付要綱」をご確認の上、申請書類を作成し、「９．申請・お問い合わせ先」まで提出してください。

（１）申請書類

・交付申請書（第１号様式）
・事業計画書（別紙（１））
・経費所要額調書（別紙（２））
・その他知事が必要と認める書類
歳入歳出予算書の抄本
補助対象工事の工事設計関係図書（工事設計書、工事費内訳書）
その他参考となる資料
※②病床機能転換促進事業のうちイについては、固定資産の処分前に処分の計画（様式自由）を提出すること

※申請書類の様式は奈良県ホームページからダウンロードできます。
（奈良県トップページ＞県の組織＞地域医療連携課＞医療機能分化・連携基盤整備事業）
http://www.pref.nara.jp/41426.htm
※交付申請の審査に当たり、追加して資料の提出を求めることがあります。

（２）提出期限

令和８年８月２１日（金）
※ 予算枠に空きが見込まれる場合等においては、期限を延長することがあります。その場合はホームページにその旨を掲載します。

（３）提出方法

下記「９．申請・お問い合わせ先」まで、メールで提出してください。

５．審査方法および交付決定

提出された申請書等の審査により、補助事業の採択について決定します。

６．補助金の交付

補助金は、事業が完了し、補助金額が確定した後、補助金交付請求書の提出を受けて支払います。

７．留意事項

【共通事項】

（１）補助事業は、原則として令和１０年３月３１日までに完了させる必要があります。事業の実施に当たってはスケジュール管理に十分ご注意ください。
（２）事業内容は、地域医療構想調整会議等において資料とする場合があり、会議資料等の作成において運用状況のヒアリング等を行うことがあります。

【①病病（病診）連携・在宅連携施設設備整備事業関係】

（３）補助金の事業実績報告書の提出期限までに近畿厚生局あてに、診療報酬の施設基準に定める地域包括ケア病棟入院料、又は地域包括医療病棟入院料を算定するための届出を行い、受理されている必要があります。この届出が受理されない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

（４）補助事業実施後は、知事の承認を受けないで、当該事業により整備した入院料を算定する病床以外の病床に変更してはなりません。この条件に違反したときは、要綱第 16 条第１項第１号に基づき、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

【②病床機能転換促進事業関係】

（５）病床の削減に関し、補助金の事業実績報告書の提出期限までに医療法第７条第３項に規定する知事の許可を受けてください。

８．個別相談の実施

活用を検討される医療機関向けの個別相談を実施します。ご希望の場合は「９．申請・お問い合わせ先」へご連絡ください。

日時：個別に調整させていただきます

場所：オンライン（zoom）もしくは奈良県庁

９．申請・お問い合わせ先

〒630-8501　奈良市登大路町 30 番地（県庁本庁舎３階）

奈良県　福祉保険部　医療政策局　地域医療連携課　医療企画係　担当：小守

TEL：0742-27-8645　　FAX：0742-22-2725

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：iryourenkei@office.pref.nara.lg.jp